

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月20日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 綾 田 福 雄
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 証紙収入について 証紙収納簿について、所属長検印のないものがあった。（多度津高等学校）</p> <p>イ 給与等の支給について (ア) 超過勤務手当の支給について、その支給が約6か月遅れているものがあった。（東部教育事務所） (イ) 通勤実績による通勤手当の支給について、支給漏れがあるので、追給する必要がある。（西部教育事務所） (ウ) 非常勤講師に係る報酬について、通勤距離による報酬加算額を1日分多く支給していたので、返納させる必要がある。（高松商業高等学校） (エ) 部活動指導業務手当について、特別休暇を取得している職員が行った部活動指導業務に対し支給していたので、返納させる必要がある。（香川中央高等学校） (オ) 対外運動競技の引率指導のため週休日に県内出張命令を受けている職員に対し、部活動指導業務手当を支給していたので、返納させる必要がある。（坂出商業高等学校）</p>	<p>ア 証紙収入について 直ちに所属長の検印を行った。</p> <p>イ 給与等の支給について (ア) 未支給に気付いた時点で直ちに処理を行ったが、今後は十分に留意する。 (イ) 直ちに追給の処理を行うとともに、今後は学校及び事務所の双方で確認作業を行うよう改めた。 (ウ) 平成23年12月分の報酬の支払時に精算した。</p> <p>(エ) 平成24年2月給料支給時に返納させた。また、職員に対し、再度制度の周知を行った。</p> <p>(オ) 平成24年2月給料支給時に返納させた。また、職員に対し、再度制度の周知を行った。</p>

	<p>(カ) 高速道路利用者の通勤手当について、介護休暇（1日）取得日に高速道路料金が支給されていた。（保健体育課）</p> <p>ウ 委託契約について</p> <p>(ア) 警備業務委託の変更契約締結に係る伺について、所属長の決裁印に漏れがあるととも、会計管理者に送付していなかった。（坂出工業高等学校）</p> <p>(イ) 委託業務について、仕様書で事故の際は事故処理の経過・報告等についても書面で報告することを求めているにもかかわらず、書面での報告を受けていないなど、多数、仕様書の内容が守られていなかった。また、仕様書の内容に不十分な部分があるため、見直す必要がある。（香川中部養護学校）</p> <p>(ウ) 委託契約について、契約書に受託者の押印のないものが1件あった。また、委託契約書が受託先から返送されていないものもあった。（生涯学習・文化財課）</p> <p>エ 支出事務について</p> <p>燃料購入の単価契約において、消費税の金額を契約上明記していなかったことから、消費税込みの単価に、さらに消費税を加算して支払をしていた。（丸亀城西高等学校）</p>	<p>(カ) 平成24年2月21日に返納させた。</p> <p>ウ 委託契約について</p> <p>(ア) 所属長の決裁印を押印するとともに、会計管理者に送付した。</p> <p>(イ) 直ちに報告書を提出させた。また、契約書及び仕様書の内容を整理、見直し、平成24年度契約から改善した。</p> <p>(ウ) 直ちに受託者から契約書に押印のうえ返送させた。また、受託者から委託契約書を返送させた。今後は契約時の事務処理に滞りがないよう努める。</p> <p>エ 支出事務について</p> <p>戻入の手続を行い、平成24年1月20日に返納させた。なお、今後、契約書には消費税について明記することとする。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>業務体制の整備及び経費削減のため、リース車両の導入について検討する必要がある。（西部教育事務所）</p>	<p>効率的、経済的な旅費の執行になるよう検討を進める。</p>